

資料編

資料1	第3次山形県循環型社会形成推進計画 策定の経緯等	資料-1
資料2-1	ごみ処理概況（平成30年度）	資料-4
資料2-2	ごみの排出状況（平成30年度）	資料-5
資料2-3	ごみの処分状況（平成30年度）	資料-6
資料2-4	ごみ質分析結果（平成30年度間平均値）	資料-7
資料2-5	集団資源回収実施団体数（平成30年度）	資料-8
資料2-6	集団資源回収実績（平成30年度）	資料-9
資料2-7	集団資源回収量の推移（平成21～令和元年度）	資料-10
資料3-1	山形県主要河川図	資料-11
資料3-2	海岸漂着物等のモニタリング結果（平成29年度 環境省調査）	資料-12
資料3-3	水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）	資料-14
資料3-4	ゴミ状況<ランク>の判定方法	資料-15
資料3-5	回収処理対策の重点区域	資料-16
資料3-6	平成23～令和2年 海岸清潔度モニタリング調査結果	資料-18
資料4	用語集	資料-19

第3次山形県循環型社会形成推進計画 策定の経緯等

1 山形県廃棄物実態調査

2019（令和元）年度において、応用技術株式会社に委託し、廃棄物の排出量や再生利用の現状などの調査を実施した。

2 山形県環境審議会等における審議等の経過

2020（令和2）年6月15日	山形県環境審議会に「第3次山形県循環型社会形成推進計画」の策定を諮問 令和2年度山形県環境審議会第1回環境計画管理部会
9月16日	令和2年度山形県環境審議会第2回環境計画管理部会
10月19日	置賜地域循環検討会議
10月22日	最上地域循環検討会議
10月27日	庄内地域循環検討会議
10月29日	村山地域循環検討会議
11月2日	ごみゼロやまがた推進県民会議県民部会及び産業部会
2021（令和3）年1月21日	令和2年度山形県環境審議会第3回環境計画管理部会
2月3日～23日	パブリックコメントを実施
3月12日～22日	令和2年度山形県環境審議会第4回環境計画管理部会（書面開催）
3月22日	第3次山形県循環型社会形成推進計画答申

3 山形県環境審議会環境計画管理部会委員

（1）委員（任期：2019（令和元）年7月31日～2021（令和3）年4月30日）

氏名	役職名	備考
青塚 晃	山形新聞社取締役論説委員長	R2.5.21～
小林 裕明	山形新聞社取締役論説委員長	～R2.5.20
青柳 紀子	弁護士	
石塚 久子	山形県消費生活団体連絡協議会会長	
伊藤 泰志	一般社団法人山形県産業資源循環協会理事	
茨木 麻衣	公募委員	

氏名	役職名	備考
國方敬司	山形大学名誉教授	部会長
内藤いづみ	古澤・内藤法律事務所主任研究員	
堀川敬子	逢いの蔵共同代表、地球温暖化防止活動推進員	
三浦秀一	東北芸術工科大学デザイン工学部教授	
本橋元	鶴岡工業高等専門学校創造工学科教授	
渡邊元子	行政書士渡辺元子事務所代表	

(2) 特別委員

氏名	役職名	備考
相樂希美	東北経済産業局長	～R2.7.19
渡邊政嘉	東北経済産業局長	R2.7.20～
小沢晴司	東北地方環境事務所長	～R2.7.31
中山隆治	東北地方環境事務所長	R2.8.1～

4 山形県海岸漂着物対策推進協議会での審議等の経過

2020（令和2）年7月3日	山形県海岸漂着物対策推進協議会総会
7月29日	海岸漂着物問題の専門家による検討会
9月10日	山形県海岸漂着物対策推進協議会
12月3日	山形県海岸漂着物対策推進協議会

5 山形県海岸漂着物対策推進協議会

区分	会員名	備考
住民又は 民間団体	特定非営利活動法人パートナーシップオフィス	
	特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア	
	鶴岡市ボランティア連絡協議会	
	山形県漁業協同組合	
	株式会社JVCケンウッド山形	
	全国農業協同組合連合会山形県本部	
学識 経験者	鶴岡工業高等専門学校 名誉教授 小谷卓	会長
	東北公益文科大学公益学部公益学科 教授 呉尚浩	副会長
	特定非営利活動法人パートナーシップオフィス 理事 金子博	副会長
	美しい山形・最上川フォーラム 会長 柴田洋雄	

区 分	会 員 名	備 考
海岸等 管理者	国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所	
	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所河川管理課	
	山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課	
	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課	
	山形県港湾事務所	
沿 岸 自治体	鶴岡市廃棄物対策課	
	酒田市環境衛生課	
	遊佐町地域生活課	
山形県	山形県環境エネルギー一部循環型社会推進課	
	山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形県置賜総合支庁保健福祉環境部環境課	
	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室	
事 務 局		
山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 （事務局長：保健福祉環境部長）		

ごみ処理概況（平成30年度）

市町村名	計画収集人口 (人)	市町村で処理するごみの排出量(t)			集団回収量 (t)	1人1日排出量 (g)		ごみ処理量内訳				1人1日資源化量 (g)	資源化率 (%)	
		生活系 (t)	排出別 (t)	事業系 (t)		1人1日排出量 (g)	1人1日家庭系ごみ 排出量 ※ (g)	直接焼却 (t)	その他処理 (t)	直接埋立 (t)	直接資源化 (t)			
														1人1日 排出量 ※ (g)
山形市	245,554	85,685	54,047	24,622	7,016	956	533	67,064	7,497	1,156	2,952	15,586	174	18.2
上山町	30,554	9,939	6,311	3,005	623	891	495	7,175	961	146	818	2,108	189	21.7
山辺町	14,005	3,708	3,209	278	221	725	559	2,929	360	0	178	588	115	15.9
中山町	11,314	3,128	2,618	274	236	757	567	2,402	301	69	120	598	145	19.1
寒河江市	41,135	13,041	8,661	3,913	467	869	552	11,051	988	136	524	1,297	86	9.9
寒川町	5,422	1,633	1,112	384	137	825	534	1,288	129	0	79	257	130	15.7
朝日町	6,915	1,795	1,289	506	0	711	482	1,516	188	0	91	149	59	8.3
大江町	8,172	2,052	1,533	519	0	688	486	1,784	171	6	97	149	50	7.2
村山市	24,397	6,770	4,157	2,048	565	760	427	5,513	662	0	35	986	111	14.6
天童市	61,914	19,194	10,734	7,550	910	849	438	16,567	1,548	0	177	1,989	88	10.4
東根市	47,786	14,654	8,186	5,868	600	840	423	12,540	1,295	0	226	1,567	90	10.7
河北町	18,715	5,795	3,412	2,032	351	848	454	4,810	565	0	68	752	110	13.0
尾花沢市	16,072	5,254	3,088	1,793	373	896	479	3,864	1,017	0	0	660	113	12.6
大石田町	7,158	1,890	1,504	386	0	723	528	1,564	326	0	0	132	51	7.0
新庄市	35,465	14,827	7,946	5,906	975	1,145	550	10,652	1,322	26	495	1,873	145	13.9
金山町	5,483	1,440	1,050	254	136	720	487	1,108	196	10	0	225	112	15.5
最上町	8,670	2,266	1,896	354	16	716	540	1,912	336	0	0	221	70	9.8
舟形町	5,328	1,485	1,137	348	0	764	555	1,284	198	3	0	73	38	4.9
真室川町	7,676	2,276	1,775	301	200	812	557	1,794	281	1	0	322	115	14.1
大蔵村	3,275	887	736	137	14	742	555	715	109	0	49	97	81	10.9
鮭川村	4,255	1,099	761	241	97	708	471	856	146	0	0	140	90	12.7
戸沢村	4,493	1,207	894	313	0	736	518	1,059	147	1	0	56	34	4.6
米沢市	80,314	27,102	17,009	10,093	0	925	483	22,599	2,178	131	2,194	3,097	106	11.4
長井市	27,349	8,889	5,683	2,579	627	890	447	6,643	981	0	439	1,694	170	19.5
南陽市	31,590	10,254	6,660	3,454	140	889	504	8,650	1,333	131	0	1,078	93	10.5
高畠町	23,552	6,022	4,475	1,547	0	701	443	4,972	591	53	0	311	36	5.5
川西町	15,263	4,236	2,593	1,643	0	760	421	3,730	311	14	181	293	53	6.9
小国町	7,415	1,780	1,397	383	0	658	495	1,604	169	5	268	334	123	16.3
白鷹町	13,850	3,364	2,608	581	175	665	437	2,599	259	0	336	615	122	18.3
飯豊町	7,082	1,711	1,118	593	0	662	419	1,577	134	0	224	276	107	14.3
鶴岡市	127,390	44,309	29,221	11,794	3,294	953	582	38,012	3,049	0	66	5,416	116	12.2
三川町	7,413	3,409	1,710	1,524	175	1,260	599	3,000	144	0	91	298	110	8.7
酒田市	103,056	41,927	27,449	12,060	2,418	1,115	653	34,134	3,957	12	1,406	6,575	175	15.7
庄内町	21,462	7,954	5,969	1,353	632	1,015	723	6,346	740	113	172	1,389	177	17.4
遊佐町	13,978	4,388	3,336	979	73	860	550	3,451	861	0	0	734	144	16.7
村山地域	539,113	174,538	111,093	54,118	11,489	887	503	140,067	16,008	1,513	5,365	26,818	136	15.4%
最上地域	74,645	25,487	16,772	8,813	1,438	935	543	19,380	2,735	41	544	3,007	110	12.5%
置賜地域	206,415	63,358	42,073	20,509	942	841	468	52,374	5,956	334	3,642	7,698	102	12.2%
庄内地域	273,299	101,987	70,269	27,486	6,592	1,022	618	84,943	8,751	125	1,735	14,412	144	14.1%
合計	1,093,472	365,370	235,284	109,615	20,471	915	528	296,764	33,450	2,013	11,286	51,935	130	14.3%

※一部は「一般廃棄物処理事業実態調査」(全国調査)を基に県で算出
 出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(全国調査)

ごみの排出状況（平成30年度）

	計画収集人口 (人)	市町村で処理するごみの排出量									
		可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)	その他 (t)	粗大ごみ (t)	小計 (t)	直搬ごみ (t)	計 (t)		
山形市	245,554	63,050	4,447	6,513	107	365	74,482	4,187	78,669		
上山市	30,554	6,836	580	909	16	214	8,555	761	9,316		
山辺町	14,005	2,874	143	352	0	17	3,386	101	3,487		
中山町	11,314	2,393	82	275	69	15	2,834	58	2,892		
寒河江市	41,135	9,123	135	360	9	27	9,654	2,920	12,574		
西川町	5,422	1,221	23	71	2	6	1,323	173	1,496		
朝日町	6,915	1,345	30	79	3	15	1,472	323	1,795		
大江町	8,172	1,582	24	78	1	6	1,691	361	2,052		
村山市	24,397	5,087	153	361	5	11	5,617	588	6,205		
天童市	61,914	15,578	364	830	115	53	16,940	1,344	18,284		
東根市	47,786	11,426	299	793	8	26	12,552	1,502	14,054		
河北町	18,715	4,162	125	308	5	10	4,610	834	5,444		
尾花沢市	16,072	3,503	184	424	0	133	4,244	637	4,881		
大石田町	7,158	1,477	58	156	0	52	1,743	147	1,890		
新庄市	35,465	10,651	1,029	904	27	9	12,620	1,232	13,852		
金山町	5,483	922	49	76	0	3	1,050	254	1,304		
最上町	8,670	1,611	87	188	2	8	1,896	354	2,250		
舟形町	5,328	1,039	36	58	3	1	1,137	348	1,485		
真室川町	7,676	1,602	65	103	1	4	1,775	301	2,076		
大蔵村	3,275	635	27	73	0	1	736	137	873		
鮭川村	4,255	691	39	29	0	2	761	241	1,002		
戸沢村	4,493	811	36	45	1	1	894	313	1,207		
米沢市	80,314	20,901	804	2,846	0	85	24,636	2,466	27,102		
長井市	27,349	5,237	164	1,222	0	10	6,633	1,629	8,262		
南陽市	31,590	7,488	196	844	0	10	8,538	1,576	10,114		
高島町	23,552	4,110	131	667	0	5	4,913	1,109	6,022		
川西町	15,263	3,133	133	245	0	2	3,513	723	4,236		
小国町	7,415	1,418	72	58	0	1	1,549	231	1,780		
白鷹町	13,850	2,189	97	399	0	8	2,693	496	3,189		
飯豊町	7,082	1,365	49	35	0	1	1,450	261	1,711		
鶴岡市	127,390	35,600	711	2,174	0	0	38,485	2,530	41,015		
三川町	7,413	2,883	126	90	0	18	3,117	117	3,234		
酒田市	103,056	32,503	599	2,841	0	429	36,372	3,137	39,509		
庄内町	21,462	6,029	108	315	0	50	6,502	820	7,322		
遊佐町	13,978	3,391	75	547	0	25	4,038	277	4,315		
村山地域	539,113	129,657	6,647	11,509	340	950	149,103	13,936	163,039		
最上地域	74,645	17,962	1,368	1,476	34	29	20,869	3,180	24,049		
置賜地域	206,415	45,841	1,646	6,316	0	122	53,925	8,491	62,416		
庄内地域	273,299	80,406	1,619	5,967	0	522	88,514	6,881	95,395		
合 計	1,093,472	273,866	11,280	25,268	374	1,623	312,411	32,488	344,899		

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（全国調査）

ごみの処分状況（平成30年度）

	焼却施設		焼却施設以外の処理施設		最終処分場		資源化量			自家処理				
	直接焼却 (t)	その他 (t)	相大ごみ (t)	資源化施設 (t)	焼却埋立 (t)	焼却残渣 (t)	その他 (t)	計 (t)	直接資源化 (t)	施設資源化 (t)	集回回収 (t)	計 (t)	人口 (人)	処理量 (t)
山形市	67,064	3,333	70,397	3,574	1,156	4,087	260	5,503	2,952	5,618	7,016	15,586	0	0
上山町	7,175	348	7,523	151	146	645	32	823	818	667	623	2,108	0	97
中山町	2,929	159	3,088	191	0	226	12	238	178	189	221	588	0	0
中込町	2,402	135	2,537	155	69	99	11	301	120	242	236	598	0	0
寒河江市	11,051	367	11,418	65	136	1,197	315	1,648	524	306	467	1,297	0	0
西川町	1,288	47	1,335	9	129	139	41	180	79	41	137	257	0	0
朝日町	1,516	69	1,585	175	0	165	60	225	91	58	0	149	0	0
大江町	1,784	64	1,848	161	6	194	54	254	97	52	0	149	0	0
村山市	5,513	153	5,666	288	0	594	123	717	35	386	565	986	0	0
大置町	16,567	370	16,937	691	0	518	276	794	177	902	910	1,989	0	0
東根市	12,540	317	12,857	685	0	1,350	237	1,587	226	741	600	1,567	0	0
河北町	4,810	130	4,940	314	0	518	102	620	68	333	351	752	0	0
尾花沢市	3,864	601	4,465	0	1,017	423	129	552	0	287	373	660	0	0
大石田町	1,564	135	1,699	0	326	159	59	218	0	132	0	132	0	0
新庄市	10,652	0	10,652	0	1,198	827	919	1,772	495	403	975	1,873	0	0
金山町	1,108	0	1,108	196	10	101	107	218	0	89	136	225	0	0
最上町	1,912	0	1,912	336	0	174	131	305	0	205	16	221	0	0
舟形町	1,284	0	1,284	198	3	117	125	245	0	73	0	73	0	0
真室川町	1,794	0	1,794	281	0	163	159	323	0	122	200	322	0	0
大蔵村	715	0	715	109	0	65	75	140	49	34	14	97	0	0
鮭川村	856	0	856	146	0	67	103	170	0	43	97	140	0	0
戸沢村	1,059	0	1,059	147	1	96	91	188	0	56	0	56	0	0
米沢市	22,599	656	23,255	1,526	0	2,178	131	2,668	619	903	0	3,097	0	0
長井市	6,643	177	6,820	228	317	804	176	980	439	628	627	1,694	0	0
南陽市	8,650	197	8,847	489	0	1,011	198	1,340	0	938	140	1,078	0	0
高島町	4,972	146	5,118	165	96	585	134	772	0	311	0	311	0	0
川西町	3,730	98	3,828	247	64	439	101	554	181	112	0	293	0	0
小国町	1,604	48	1,652	115	54	195	55	255	288	66	0	334	0	0
白鷹町	2,599	78	2,677	68	0	317	77	394	336	104	175	615	0	0
飯豊町	1,577	42	1,619	99	35	196	40	236	224	52	0	276	0	0
鶴岡市	38,012	343	38,355	3,049	0	5,292	649	5,941	66	2,056	3,294	5,416	0	0
三川町	3,000	27	3,027	144	0	418	29	447	91	32	175	298	0	0
酒田市	34,134	1,546	35,680	1,683	0	2,325	841	3,178	1,406	2,751	2,418	6,575	0	213
庄内町	6,346	340	6,686	372	0	432	35	580	172	585	632	1,389	0	0
遊在町	3,451	212	3,663	231	630	235	23	258	0	661	73	734	0	0
村山地域	140,067	6,228	146,295	7,951	303	10,314	1,711	13,538	5,365	9,954	11,499	26,818	0	97
最上地域	19,380	0	19,380	2,611	124	1,610	1,710	3,361	544	1,025	1,438	3,007	0	0
豊陽地域	52,374	1,442	53,816	3,433	413	6,215	1,400	7,949	3,642	3,114	942	7,698	0	0
庄内地域	84,943	2,468	87,411	2,286	666	8,702	1,577	10,404	1,735	6,085	6,592	14,412	0	213
合 計	296,764	10,138	306,902	13,670	18,243	26,841	6,388	35,252	11,286	20,178	20,471	51,935	0	310

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」（全国調査）

ごみ質分析結果(平成30年度間平均値)

	ごみ種類の組成										ごみ三成分			発熱量	
	ごみ種類の組成										水分	可燃	灰分	低位	算出方法
	紙・繊維類	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他	重量	単位容積							
山形広域環境事務組合 半郷清掃工場	51.8%	31.8%	1.0%	11.2%	3.3%	0.9%	165kg/m ³				47.0%	47.7%	5.3%	8,778KJ/kg	実測
エネルギー回収施設(立谷川)	39.4%	19.7%	10.0%	26.5%	1.5%	2.9%	171kg/m ³				51.8%	41.6%	6.6%	7,681KJ/kg	実測
エネルギー回収施設(川口)	39.8%	31.0%	3.1%	23.3%	1.8%	1.2%	176kg/m ³				50.4%	43.9%	5.7%	8,962KJ/kg	実測
西村山広域行政事務組合 寒河江地区クリーンセンター	53.6%	34.1%	1.6%	9.0%	0.3%	1.4%	160kg/m ³				44.9%	49.8%	5.3%	10,718KJ/kg	実測
東根市外二市一町共立衛生処理組合 クリーンピア共立	52.4%	33.4%	0.9%	11.2%	0.1%	2.0%	146kg/m ³				45.9%	49.2%	4.9%	10,745KJ/kg	実測
尾花沢市大石町環境衛生事業組合 環境衛生センター	46.9%	38.5%	1.5%	11.9%	0.1%	1.2%	171kg/m ³				51.9%	43.4%	4.7%	9,500KJ/kg	実測
最上広域市町村圏事務組合 エコプラザもがみ	52.0%	26.8%	1.8%	13.9%	1.2%	4.3%	161kg/m ³				51.7%	42.3%	6.0%	8,263KJ/kg	実測
酒田地区クリーン組合 ごみ処理施設	49.0%	21.5%	14.6%	9.7%	1.8%	3.4%	146kg/m ³				47.6%	44.4%	8.0%	7,163KJ/kg	実測
鶴岡市 ごみ処理施設	50.7%	19.6%	8.3%	11.0%	5.8%	4.6%	160kg/m ³				46.6%	43.2%	10.2%	7,453KJ/kg	実測
置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンター	50.5%	34.0%	7.2%	6.4%	0.9%	1.0%	153kg/m ³				44.8%	49.7%	5.5%	8,232KJ/kg	計算
全体平均	48.6%	29.0%	5.0%	13.4%	1.7%	2.3%	170kg/m ³				48.3%	6.2%	45.5%	8,750KJ/kg	

出典:「一般廃棄物処理事業実態調査」(全国調査)

集団資源回収実施団体数（平成30年度）

市町村	合計	子供会	町内会	婦人会	老人 クラブ	壮年会	PTA	消費者 団体	保育園 幼稚園	小学校 中学校	高等 学校	企業	スポーツ 少年団	市町村 衛連	その他
山形市	625	220	350				26			17					12
上山市	59	40	10				3			1					5
天童市	114	77	8	3	2	2	9			1	1		5		6
山辺町	16	9	3				3			2					1
中山町	32	27	2				2						1		
寒河江市	86	74					6								6
河北町	57	44	9		2		2								
西川町	10	8													2
朝日町	37	32	2	1	1										1
大江町	38	29	9												
村山市	16	10	1		1					4					
東根市	64	47	8				1		2	3				2	1
尾花沢市	9									9					
大石田町	3									3					
新庄市	143	114	14	1	1		4			2			1		6
金山町	20	6		7						2			3		2
最上町	1									1					
舟形町	11	8			1		1			1					
真室川町	4	1								2			1		
大蔵村	7	5								2					
鮭川村	3	1								2					
戸沢村	2									2					
米沢市	0														
南陽市	63	59	3		1										
高島町	73	72	1												
川西町	0														
長井市	154	149	1	2		2									
小国町	0														
白鷹町	38	38													
飯豊町	0														
鶴岡市	395	224	147	3	6	2	3								10
三川町	29	23	3							3					
酒田市	257	68	117	20	11		8	1		2			1	1	28
庄内町	98	68	24	2	2										2
遊佐町	10			5						5					
合計	2,476	1,453	712	44	28	6	68	1	2	64	1	0	12	3	82

(参考)

平成29年度	2,500	1,485	704	47	28	6	78	1	1	57	1	0	11	3	78
--------	-------	-------	-----	----	----	---	----	---	---	----	---	---	----	---	----

※市町村が把握する団体の実数

集団資源回収実績(平成30年度)

実施の有無	回収量(t)											合計(t)	回収金額(千円)	制度の有無	資源回収に対する奨励金				
	新聞	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌	雑誌				その他	実施団体	回収業者	合計	
市町村	3,455.9	1,270.6	323.4	1,408.8	36.8	-	-	-	57.3	114.6	-	348.1	-	-	7,015.5	不明	37,966	10,730	48,696
山形市	248.2	164.3	171.1	1.4	5.2	-	-	-	20.8	12.2	-	20.8	-	-	623.2	不明	2,670	1,007	3,677
上市市	511.8	145.4	48.2	163.0	4.8	5.4	-	-	0.3	44.3	-	34.8	-	-	958.0	不明	3,028.0	222	3,250.0
天童市	124.7	50.7	0.4	16.3	1.1	0.8	-	-	-	11.6	-	15	-	ペットボトル、ポスター等0.2	220.8	1,066	656	0	656
山辺町	125	56.37	52.96	1.6	0.7	0.09	-	-	-	7.9	-	4.6	-	-	249.2	不明	974	0	974
中山町	333.3	102.5	112.1	0.3	-	-	-	-	583.7	-	-	35.5	-	-	583.7	不明	877	2,016	2,893
養父市	202.9	47.5	63.8	-	0.7	0.1	-	-	11	24.7	-	11	-	-	351.2	1,839	878	-	878
河北町	70.2	23.4	-	23.9	0.06	-	-	-	9.9	9.1	-	9.9	-	-	136.6	不明	256	-	256
西川町	95.57	32.52	-	29.52	-	-	-	-	10.97	-	-	10.97	-	-	168.6	-	1,041	-	1,041
朝日町	59	19	-	20	-	-	-	-	5	-	-	5	-	-	103.0	不明	321	-	321
大江町	341	113	6	86	0.3	-	-	-	14	14	-	3	-	ビーカー 0.7	564.0	3,176	190	-	190
村山市	372	83	-	90	1	-	-	6	29	29	-	7	-	-	588.0	3,366	1,786	-	1,786
東根市	222.84	89.23	0.08	63.94	0.605	1.948	0.09	-	11.182	-	-	5.12	-	PB+PP 0.025	395.1	不明	-	-	-
尾花沢市	61.9	25.04	-	19.13	-	0.19	-	-	3.12	3.12	-	1.16	-	-	110.5	637	30	-	30
大石田町	414	190.6	4.6	198	21.7	10.7	-	97	11.1	11.1	-	26.4	-	ビーカー 0.40	974.5	3,763	1,494	3,558	5,052
新庄市	63.5	29.5	-	41.7	0.5	1.5	-	0.3	3.1	3.1	-	0.9	-	ビーカー 158個	141.1	不明	300	325	625
金山町	7	4	-	3	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	16.0	117.0	-	-	0
最上町	54.46	22.13	-	28.2	0.62	1.17	-	0.5	2.51	2.51	-	1.25	-	-	110.8	不明	185	319	504
舟形町	102.26	48.28	-	47.25	0.45	0.850	0.04	-	6143(本)	-	-	-	-	ビーカー 198個	199.2	不明	158	-	158
真室川町	2.9	1.6	0	2	0.5	0.2	0.07	3.1	2.1	2.1	0	0.01	-	-	12.5	不明	-	-	-
大蔵村	44.29	19.22	-	20.44	0.67	2.01	0.03	1.65	6.92	6.92	-	2.68	-	ビーカー 1261個 (0.261)	98.2	188	188	270	458
鮭川村	61.2	25.5	-	24.6	0.2	1	-	-	8.4	8.4	-	-	-	-	120.9	641	433	-	433
戸沢村	65.55	28.59	-	25.8	-	-	-	9.01	11.45	11.45	-	-	-	-	140.4	不明	273	-	273
米沢市	108.84	47.81	-	43.70	-	-	-	-	18.9	18.9	-	-	-	-	219.3	-	394	-	394
南陽市	505.000	(雑がみ除く)	-	-	-	-	-	142	9	9	-	-	-	-	656.0	-	1,312	-	1,312
高島町	112.778	-	-	-	-	56.28	-	-	-	-	-	-	-	-	169.1	不明	338	0	338
川西町	1,599	758	19	826	9.1	22	-	-	79	79	-	-	-	-	3,311.7	不明	14,605.6	6,538.9	21,144.5
長井市	89.2	31.2	40.2	0.2	5.2	1.9	0.2	5.8	5.8	5.8	-	-	-	廃食用油 0.6	175.0	299	757	496	1,253
白鷹町	1,169	444	0	709	14	32	4	37	37	37	0	-	-	ペットボトル 9	2,418.0	-	9,673	9,621	19,294
飯豊町	328.47	131.43	0	164.48	1.27	1.14	0.06	0.25	4.81	4.81	-	-	-	ペットボトル 0.38	632.3	不明	1,877	1,251	3,128
三川町	29.68	16.91	-	16.38	0.627	0.27	0.002	-	7.730	7.730	-	-	-	-	71.6	249	50	-	50
酒田市	10,981.4	4,021.3	401.8	4,511.3	97.8	150.3	6.4	317.6	490.5	490.5	0.0	543.2	-	-	21,533.9	15,341	82,711	36,354	119,065
庄内町	31	11,600.6	4,259.9	405.9	4,570.4	96.0	162.2	10.0	303.0	530.0	0	562.5	-	-	22,521	16,889	87,060	37,848	124,908
遊佐町	31	11,600.6	4,259.9	405.9	4,570.4	96.0	162.2	10.0	303.0	530.0	0	562.5	-	-	22,521	16,889	87,060	37,848	124,908
合計	31	10,981.4	4,021.3	401.8	4,511.3	97.8	150.3	6.4	317.6	490.5	0.0	543.2	-	-	21,533.9	15,341	82,711	36,354	119,065

(参考)

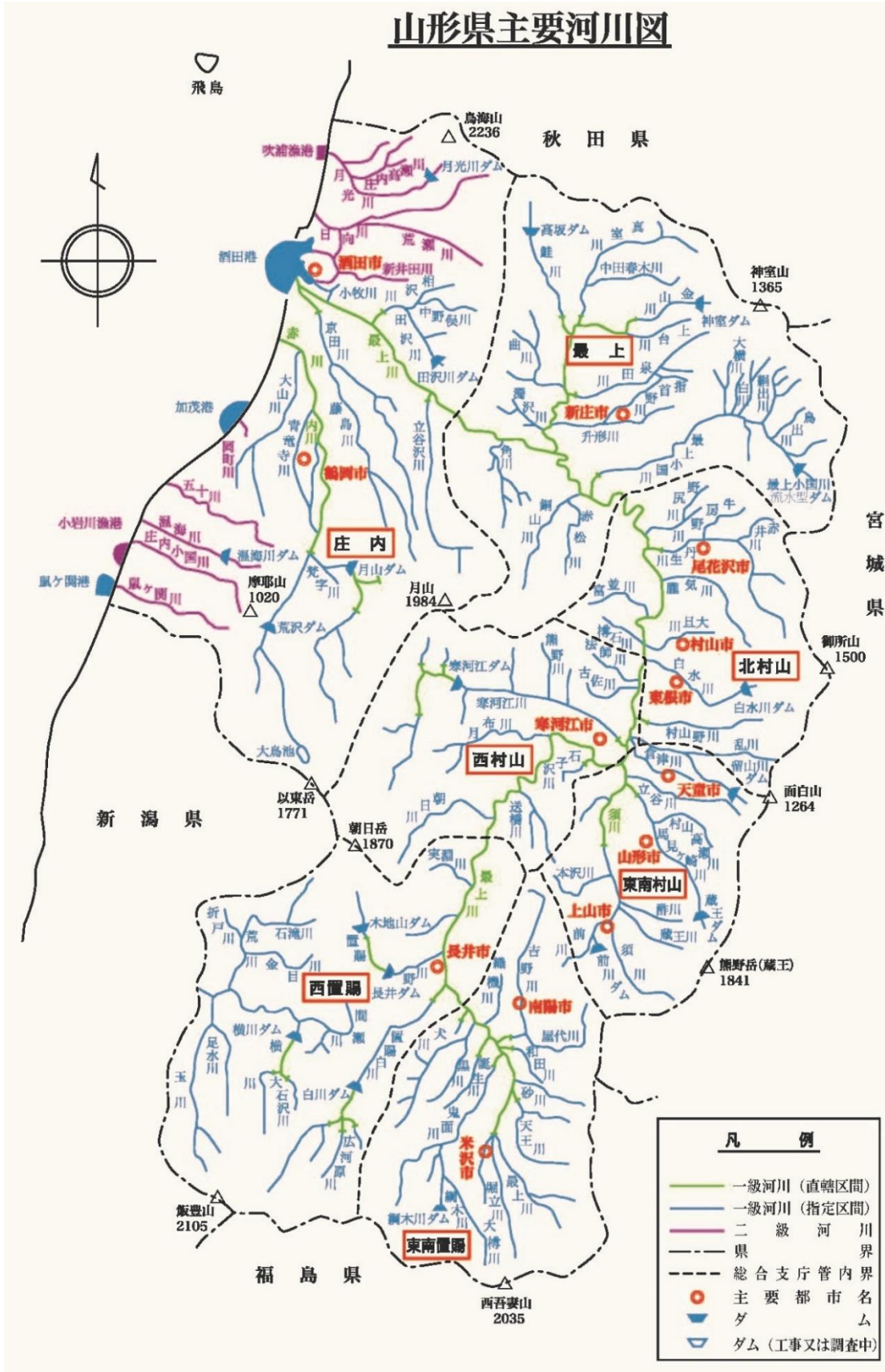
※小数点は一桁で表示し、多少の誤差がある場合があります。

(単位：トン)

集団資源回収量の推移(平成21～令和元年度)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	令和 元年度
市町村										
山形市	11,950	11,778	13,068	13,681	13,409	12,824	12,165	8,090	7,394	7,016
上山市	1,027	992	970	955	840	825	730	753	671	623
山辺町	383	480	485	487	488	457	425	202	236	221
中山町	294	290	298	315	308	304	241	275	294	236
寒河江市	844	794	748	0	756	726	713	663	654	467
西川町	200	188	175	170	167	170	150	145	143	137
朝日町	233	220	176	206	201	195	188	183	175	0
大江町	193	183	167	163	0	0	117	134	102	0
村山市	890	846	805	824	820	673	706	606	527	565
天童市	1,655	1,498	1,540	1,485	1,470	1,395	1,302	1,216	1,070	910
東根市	977	921	795	830	808	801	741	686	602	600
河北町	576	529	493	522	518	503	486	416	377	351
尾花沢市	538	0	0	47	51	32	477	460	395	373
大石田町	176	0	0	0	0	0	152	134	0	0
新庄市	1,420	1,310	1,343	1,392	1,314	1,247	1,125	1,116	986	975
金山町	185	0	0	0	177	167	167	157	154	136
最上町	0	0	0	0	0	0	21	21	18	16
舟形町	165	153	148	128	124	100	102	95	122	0
真室川町	214	213	202	0	0	0	148	141	138	200
大蔵村	5	2	1	0	0	0	0	0	0	14
鮭川村	124	124	112	123	105	106	99	107	99	97
戸沢村	190	0	0	0	0	140	101	120	116	0
米沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長井市	797	1,498	769	807	0	0	706	688	623	627
南陽市	275	241	222	224	216	191	179	174	181	140
高島町	340	0	0	316	284	311	303	280	253	0
川西町	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白鷹町	213	207	192	197	203	188	191	179	177	175
飯豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴岡市	4,430	4,257	4,359	4,426	4,294	4,246	3,923	3,612	3,431	3,294
三川町	219	225	278	315	318	327	323	191	192	175
酒田市	5,244	5,080	5,013	4,695	4,570	4,291	4,240	2,656	2,521	2,418
庄内町	883	848	835	859	879	877	868	671	656	632
遊佐町	74	86	81	77	75	78	68	75	83	73
合 計	34,919	32,963	33,275	33,244	32,395	31,174	31,157	24,246	22,413	20,471

※回収品目は新聞、雑誌、段ボール、ビン、アルミ缶・スチール類、布類などで、市町村ごとに異なります。
 ※合計は、複数項目の合計重量を記載しています。



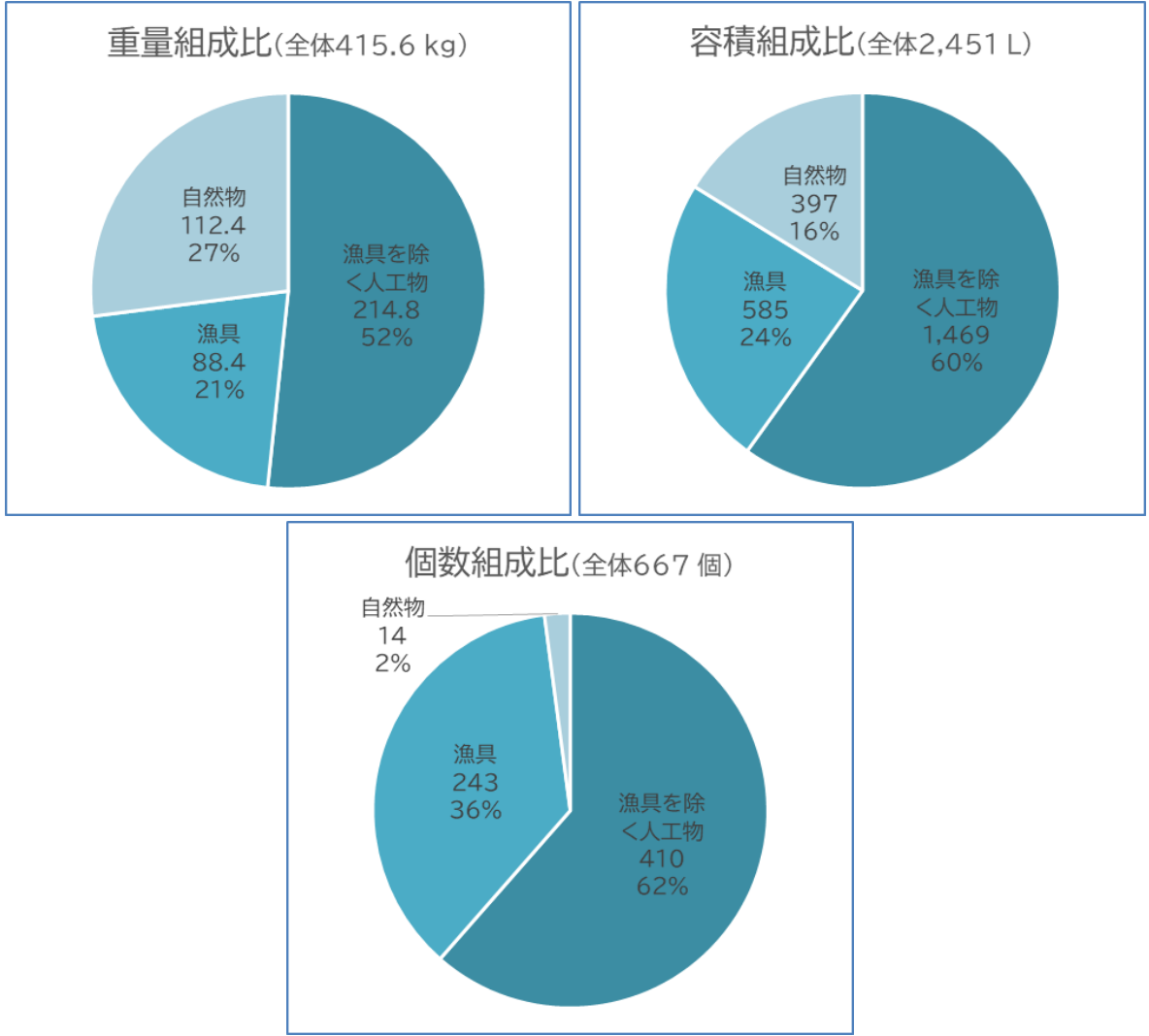
出典：山形県河川調査（令和2年6月1日現在 県土整備部河川課）

海岸漂着物等のモニタリング結果 (平成29年度 環境省調査 遊佐町鳥崎海岸)

3分類別の組成表と組成比(遊佐)

項目	重量(kg)	容積(L)	個数
漁具を除く人工物	214.8	1,469	410
漁具	88.4	585	243
自然物	112.4	397	14
合計	415.6	2,451	667

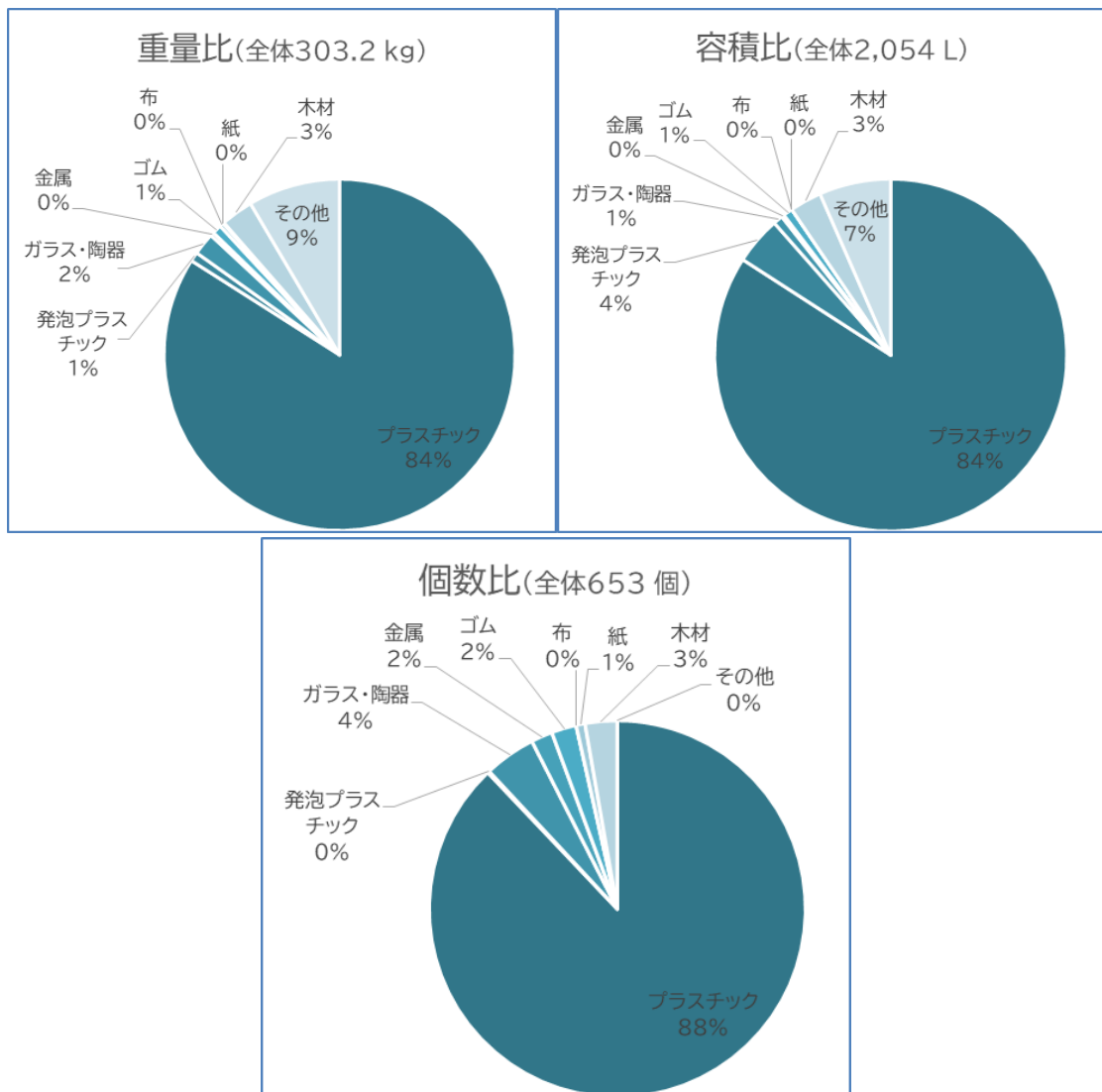
※個数には破片状のもの個数は含まれていない。



人工物の分類組成表

項目	重量(kg)	容積 (L)	個数
プラスチック	254.7	1,728	574
発泡プラスチック	2.6	90	1
ガラス・陶器	6.2	18	29
金属	1.0	5	12
ゴム	2.6	18	14
布	1.1	0	0
紙	0.3	0	5
木材	9.0	60	18
その他	25.7	135	0
人工物合計	303.2	2,054	653

※個数には破片状のもの個数は含まれていない。



水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

1 現況写真の撮影方法

海岸における漂着ゴミの状況を写真撮影する条件を下記に示します。

① 海岸が砂浜か岩場か、徒歩で行けるか降りられるかそれぞれ条件が異なりますが、概ね次に図示した3つの事例を参考にして、4方向又は3方向に向けて撮影します。

② 撮影する際、デジタルカメラのファインダーの上端が、水際線又は地平線よりほんの少し下に位置するようにデジタルカメラを下方に傾けて撮影します。

※使用するデジタルカメラのズーム機能は使用せずに撮影します（焦点距離35mmが基準）。



水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

資料提供：特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

ゴミ状況<ランク>の判定方法

撮影地点を中心に、海岸線延長距離約 10m に漂着しているゴミ（自然物を除く）の量（かさ容量）を目視で確認します。

〔10m〕×〔海岸の奥行き〕の範囲にある漂着ゴミを回収したと想定した場合、中型の家庭用ゴミ袋（幅 50cm×高さ 60cm）でおよそ何袋必要になるかを推測します。

下表より**ゴミ袋の数量**に対応した**<ランク>**を求めます。

ゴミ袋数と<ランク>の対応表

〔海岸線延長距離 10m〕×〔海岸の奥行き〕の範囲の漂着ゴミを回収したと想定

ランク	ゴミ袋の数量 (袋)	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量 (リットル)
0	0	(自然物を除いて) 全くゴミがない	0
T	約 1/8	500mlのペットボトルなら 3~4 本分程度	2.5
1	約 1/4	2lのペットボトルなら 2 本分程度	5
2	約 1/2	2lのペットボトルなら 4 本分程度 200~350 mlの飲料缶ならば 15 本分程度	10
3	約 1	2lのペットボトルなら 8 本分程度 200~350 mlの飲料缶ならば 30 本分程度 ポリタンクならば 1 本分程度	20
4	約 2	2lのペットボトルなら 16 本分程度 ポリタンクならば 2 本分程度	40
5	約 4	2lのペットボトルなら 32 本分程度 みかん箱ならば 3 個分程度	80
6	約 8	ドラム缶ならば 1 本分未満	160
7	約 16	ドラム缶ならば 1.5 本分未満	320
8	約 32	ドラム缶ならば 3 本分未満	640
9	約 64	1 立方メートル程度	1,280
10	約 128	軽トラックで 1 台分程度	2,560

「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」は国土交通省東北地方整備局、J E A N / クリーンアップ全国事務局（現一般社団法人 J E A N）、及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが、協働で 2004 年に開発したものです。

水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）

資料提供：特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

回収処理対策の重点区域

区域番号	市町	区域等	主な施設等	管理者	海岸の区分	形状
1	遊佐町	女鹿地区海岸区域	三崎公園	県(海岸管理者)	一般公共海岸	岩礁地帯
2		女鹿漁港区域	女鹿漁港	遊佐町(漁港管理者)	漁港区域	漁港及び岩礁地帯
3		吹浦地区海岸区域	釜磯海水浴場、十六羅漢、遊佐町漁村センター	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯の随所に 小規模砂浜
4		吹浦漁港区域	吹浦漁港、月光川河口、西浜海水浴場	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯、河口 及び砂浜
5		菅里地区海岸区域	遊佐町十里塚海水浴場	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
6		比子地区海岸区域	日向川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜、河口
7	酒田市	宮海地区海岸区域	宮海海水浴場	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜・堤防・テトラ護岸
8		酒田港港湾区域	大浜地区親水空間、港湾施設、宮野浦海岸	県(港湾管理者)	港湾区域	砂浜、港湾、河口
9		最上川河口部	最上川河口	国(河川管理者)	—	砂浜、護岸
10		宮野浦地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
11		十里塚地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
12		浜中地区海岸区域(赤川以北)	赤川河口右岸部	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜・河口
13		赤川河口部	赤川河口	国(河川管理者)	—	砂浜
14		浜中地区海岸区域(赤川以南)	赤川河口左岸部	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜・河口
15	鶴岡市	湯野浜地区海岸区域	湯野浜海水浴場	県(海岸管理者)	海岸保全区域	砂浜
16		加茂港港湾区域	加茂港、加茂水族館、加茂レインボービーチ	県(港湾管理者)	港湾区域	港湾、岩礁地帯
17		油戸漁港区域	油戸漁港	鶴岡市(漁港管理者)	漁港区域	漁港
18		鶴岡海岸区域(油戸漁港除く)	香頭ヶ浜	県(海岸管理者)	一般公共海岸区域	岩礁地帯、小規模砂浜
19		由良漁港区域	由良漁港、由良海水浴場	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯、砂浜
20		三瀬漁港区域	三瀬漁港、三瀬海水浴場	鶴岡市(漁港管理者)	漁港区域	岩礁地帯、小規模河川河口、小規模砂浜
21		小波渡地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯
22		小波渡漁港区域	小波渡漁港、小波渡海水浴場	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、小規模砂浜、岩礁地帯
23		堅苔沢地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯
24		堅苔沢漁港区域	堅苔沢漁港	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
25		五十川地区海岸区域	五十川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯
26		鈴漁港区域	鈴漁港	鶴岡市(漁港管理者)	漁港区域	漁港
27		暮坪地区海岸区域	—	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯
28		暮坪漁港区域	暮坪漁港	鶴岡市(漁港管理者)	漁港区域	漁港
29		温海地区海岸区域	温海川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯、小規模砂浜
30	米子漁港区域	米子漁港	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯	

31	鶴岡市	温福漁港区域	温福漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
32		大岩川漁港区域	大岩川漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
33		大岩川地区海岸区域	庄内小国川河口	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁地帯、小規模砂浜
34		小岩川漁港区域	小岩川漁港	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯
35		早田地区海岸区域	道の駅しゃりん	県(海岸管理者)	海岸保全区域	岩礁、奥行きのない砂浜
36		早田漁港区域	早田漁港、早田川河口	鶴岡市 (漁港管理者)	漁港区域	漁港
37		鼠ヶ関港港湾区域	鼠ヶ関港、鼠ヶ関川河口、鼠ヶ関マリーナ、マリパーク ねずかせき	県(港湾管理者)	港湾区域	港湾、砂浜、岩礁地帯
38	酒田市	飛島漁港区域	勝浦港、中村港、法木港、 飛島海水浴場、マリンプラザ、 飛島海釣り公園	県(漁港管理者)	漁港区域	漁港、岩礁地帯、小規模砂浜
39		飛島地区海岸区域	御積島、烏帽子群島、賽の河原、 ローソク岩、四谷展望台	県(海岸管理者)	海岸保全区域 一般公共海岸区域	岩礁地帯、砂浜

平成23～令和2年 海岸清潔度モニタリング調査結果

区域番号	区域名	管理者	春期海岸清潔度ランク										中期目標達成地点	地点数	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
遊佐町	1	女鹿地区海岸区域	県(河)	6	7	7	6	6	6	6	7	8	8		4
	2	女鹿漁港区域	遊佐町	5	5	7	7	7	⑦	6	7	8	⑧		2
	3	吹浦地区海岸区域	県(河)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		13
	4	吹浦漁港区域	県(水)	5	4	5	⑥	5	⑤	④	⑤	③	5		2
	5	菅里地区海岸区域	県(河)	5	5	6	6	6	⑦	⑥	⑥	④	4	◎	3
	6	比子地区海岸区域	県(河)	⑤	6	5	5	④	6	6	6	6	7		8
酒田市	7	宮海地区海岸区域	県(河)	7	7	6	6	7	7	⑦	⑦	6	7		3
	8	酒田港港湾区域	県(港)	6	6	5	5	5	5	5	⑥	4	4	◎	11
	9	最上川河口部	国	⑧	4	⑤	④	4	⑤	④	⑥	3	②	◎	2
	10	宮野浦地区海岸区域	県(河)	6	⑧	7	7	③	6	6	6	6	7		1
	11	十里塚地区海岸区域	県(河)	⑧	⑥	6	6	7	6	6	7	⑦	⑦	◎	2
	12	浜中地区海岸区域	県(河)	6	7	⑥	6	7	⑦	⑥	⑦	④	3	◎	1
	13	赤川河口部	国	⑧	6	5	⑤	⑤	⑤	④	⑥	③	③	◎	1
鶴岡市	14	浜中地区海岸区域	県(河)	⑦	⑧	6	6	7	7	5	7	⑥	4	◎	3
	15	湯野浜地区海岸区域	県(河)	7	⑦	⑥	6	6	⑥	6	⑥	5	6	◎	4
	16	加茂港港湾区域	県(港)	5	5	5	5	5	4	4	5	5	⑦		7
	17	油戸漁港区域	鶴岡市	6	⑦	⑥	⑤	⑤	②	③	⑥	⑦	⑧		3
	18	鶴岡海岸区域	県(河)	6	⑥	6	6	5	6	6	⑦	⑨	8		8
	19	由良漁港区域	県(水)	6	⑥	5	⑤	④	⑤	④	④	⑥	⑦		6
	20	三瀬漁港区域	鶴岡市	5	⑥	⑤	5	4	5	5	⑤	⑦	7		5
鶴岡市	21	小波渡地区海岸区域	県(河)	⑧	⑦	⑧	④	⑧	②	④	⑧	⑧	⑥	◎	1
	22	小波渡漁港区域	県(水)	5	④	⑤	⑤	④	④	③	④	④	④	◎	3
	23	堅苔沢地区海岸区域	県(河)	7	⑦	6	6	6	6	6	7	⑦	5	◎	3
	24	堅苔沢漁港区域	県(水)	4	4	4	4	4	4	4	4	⑤	②	◎	1
	25	五十川地区海岸区域	県(河)	4	4	5	6	5	5	5	5	④	③	◎	3
	26	鈴漁港区域	鶴岡市	5	5	④	③	①	②	3	④	3	5		1
	27	暮坪地区海岸区域	県(河)	6	⑥	5	6	6	6	5	⑥	①	①	◎	1
	28	暮坪漁港区域	鶴岡市	2	2	4	4	③	3	②	3	①	2		1
	29	温海地区海岸区域	県(河)	5	⑤	④	⑤	④	④	4	⑥	5	3	◎	7
	30	米子漁港区域	県(水)	⑦	5	⑥	⑤	⑤	④	④	④	⑦	5	◎	2
	31	温福漁港区域	鶴岡市	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	◎	1
	32	大岩川漁港区域	鶴岡市	①	①	①	①	②	③	①	①	①	①	◎	1
	33	大岩川地区海岸区域	県(河)	4	4	⑤	⑥	5	⑥	⑥	⑦	⑦	⑧		3
	34	小岩川漁港区域	鶴岡市	①	②	②	②	①	①	②	②	①	①	◎	2
	35	早田地区海岸区域	県(河)	7	⑥	⑥	6	6	⑥	⑥	⑦	⑦	7		5
	36	早田漁港区域	鶴岡市	①	①	①	①	①	①	①	①	1	③		1
	37	鼠ヶ関港港湾区域	県(港)	4	④	④	③	③	④	④	⑤	4	4		8
酒田市	38	飛島漁港区域	県(水)	7	7	7	7	8	7	7	⑧	7	7		11
	39	飛島地区海岸区域	県(河)	7	⑦	6	⑥	6	⑥	⑥	⑦	⑦	⑧		22
短期目標達成区域数			11	20	17	18	15	22	20	27	23	16			
短期目標達成割合(%)			28.2	51.3	43.6	46.2	38.5	56.4	51.3	69.2	58.9	41.0			

※短期目標を達成した区域はランクを○で囲んでいる。

※中期目標を達成した区域に◎を付している。

※各ランクの具体的な内容については、資料-15ページの資料3-4参照。

用語集

【あ行】

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

・一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市区町村及び特別地方公共団体に対して毎年度実施する統計調査。

・エネルギー回収型廃棄物処理施設（エネルギー回収施設）

ごみの焼却や発酵に伴って発生する熱やメタンガスを回収し、発電等に活用する施設。県内の一般廃棄物処理施設としては、2021（令和3）年3月現在で、山形広域環境事務組合がごみ発電を行う2施設（山形市立谷川、上山市川口）を運用している。

・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019（令和元）年6月のG20大阪サミットで各国と共有された、海洋へのプラスチックごみ及びマイクロプラスチックの流出の抑制及び大幅な削減のために適切な国内的行動を速やかに取るとした共通の世界のビジョン。

社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すものとされた。

【か行】

・海岸漂着物（漂着ごみ）

海岸に漂着したごみのこと。自然物である流木や草、人工物であるプラスチック容器やビニール等、多種多様なごみが確認されている。注射針等の危険なごみや外国等の遠方で発生した廃棄物の漂着もあり、また、回収しても次々と漂着するため、安全な生活、漁業や海運、景観・レジャーに加え、海洋生物等への影響が問題となっている。

- ・海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号））

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした法律。

漂流ごみ等の海洋環境への影響、海岸漂着物等の対策としての循環型社会形成推進の重要性、マイクロプラスチックの海洋生態系に対する影響への国際的関心の高まり等を踏まえ、2019（平成 30）年 6 月に法律名も含めて改正された。

漂流ごみや海底ごみを含む海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための「海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針」についても、内陸域から沿岸域までの流域圏での関係主体が一体となった対策の実施、漂流ごみ等の処理の推進、廃プラスチック類の排出抑制、リサイクル、代替材利用の推進、多様な主体の連携などを追加する変更が行われた。

- ・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されていることから、2019（令和元）年 6 月の G20 大阪サミットにおいて、議長国として我が国の率先的な姿勢を示し、議論をリードするため、我が国としての具体的な取組みをまとめたもの。

- ・家庭系ごみ（一般廃棄物）

生活系ごみ（別項参照）のうち、資源ごみや集団回収ごみなど、分別され、直接資源として回収されたごみを除くもの。

- ・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号））

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

- ・行政検査

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設、排出事業者に対する廃棄物処理法に基づく立入検査において、廃棄物の抜取りや排ガス・放流水等の測定により排出基準等の遵守状況を確認するために実施する検査。

- ・共同回収

複数の事業者から共通して排出される古紙類等を、地域等の共同で、定期的に各事業者間から効果的・効率的に回収する取組み。

- ・グリーン契約（環境配慮契約）

環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

- ・グリーン購入

環境を考慮して、必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

- ・グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報を提供することなどにより、持続的発展が可能な社会の構築をめざすもの。

- ・建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号））

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けた法律。制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを創設。

- ・小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号））

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再生資源化事業者の認定や、当該認定を受けた再資源化計画に従って行う事業についての廃棄物処理法の許可等に関する特例等について定めた法律。

市町村等関係者が協力して、自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

- ・ごみ処理有料化

市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為。例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼

する場合については、「有料化」に該当しない。

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革など、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として導入される。

・ごみ組成調査

ごみ焼却施設において、年4回以上実施することとされている調査で、紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・ワラ類、厨芥類、不燃物類、その他について、乾燥状態での重量比等を把握するもの。

【さ行】

・災害廃棄物

自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、一般廃棄物に該当する。特徴として、災害が発生した後、短期間に大量に発生することが多い。また、震災と水害では発生する廃棄物の特徴が異なり、生活復旧のため、迅速な撤去及び処理が求められる。

・災害廃棄物処理計画

都道府県や市町村が策定する、実際に災害が起きた時にどのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた計画。平時において廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。

・最終処分（最終処分場）

廃棄物の埋立又は海洋投入処分のこと。

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立て（陸上処理）が原則とされており、現在、廃棄物の海洋投入処分は行われていない。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、その他の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」に分類される。一般廃棄物最終処分場は、すべて「管理型最終処分場」と同様の構造となる。

・再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然

環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーをいう。これに対し、いわゆる新エネルギーは、太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマス等をいい、再生可能エネルギーのうち大規模水力や空気熱、地中熱等は除かれる。

・再生骨材

がれき類（コンクリート、アスファルト）を、中間処理施設で破碎・粒度調整したもの。道路路盤材、埋め戻し材、裏込め材等、各種土木資材のほか、再生生コンの材料、道路・駐車場等の舗装の再生合材等として活用される。

・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物をいう。産業廃棄物は、排出事業者処理責任があり、廃棄物処理法に定める処理基準に従って処理しなければならない。

・雑紙（雑がみ）

家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの。具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。ただし、食品や洗剤等が付着しているもの、金紙、銀紙の使用されているものやプラスチックとの複合素材の製品は対象から除く。

・残余容量

最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち、既に埋め立てられた容量を除く、残された埋立て可能な容量のこと。

・事業系ごみ（一般廃棄物）

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない廃棄物のこと。

・事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

自然災害、大火災、テロ攻撃、感染症の流行などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧

を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

廃棄物処理事業は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、事業継続のための計画策定が求められている。

- ・持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

- ・自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレツダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が、原則、新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

- ・集団回収

自治会・子ども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙類、ビン・缶類などの資源物を回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動のこと。

- ・循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000（平成12）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。

同法は、循環型社会を構築する方法として、（1）ごみを出さない、（2）出たごみ

のうち有用なものはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する、の3つを提示している。

・循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるために政府が定める基本計画。2018（平成30）年5月に改定された第四次基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025（令和7）年までに国が講ずべき施策を示している。

・循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

・循環産業（循環型産業）

廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクル、熱利用、適正処理等に関係する産業のこと。

・循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指す。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえる。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念。

・消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されている。

・賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この

「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、缶詰、ペットボトル飲料など、消費期限に比べて、いたみにくい食品に表示されている。作ってから3ヶ月以上もつものは、「年月」で表示することもある。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない。

- ・食品廃棄物多量発生事業者定期報告

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者）が毎年6月末までに農林水産大臣に提出する、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況に関する報告。

- ・食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組の実施状況等を把握するため、環境省が全市区町村に対して実施するアンケート調査。

- ・食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号））

生産・流通・消費の各段階で食品廃棄物の発生を抑制し、リサイクルできるものは肥料や飼料などにリサイクルし、そのうえで廃棄されるものは、脱水・乾燥などで減量化し処分しやすいようにすること等を定めた法律。2019（令和元）年7月に公表された基本方針において、2024（令和6）年度までに達成すべき再生利用等実施率の目標が、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の業界ごとに設定されている。

- ・食品ロス

売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。もともと食べられない部分（骨、種など）は食品ロスに含まれない。売れ残り、食べ残し、過剰除去、期限切れによる直接廃棄などにより発生する。

- ・食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号））

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

- ・ストック資源

経済社会に取り出され蓄積されている状態（社会蓄積（ストック））の鉱物資源物質。生活を支えている住居や道路などのインフラ設備、自動車や電車等の輸送機器、家電製品などの電気電子機器類、鍋・食器等の生活用品など、多様な形態で、社会に物質が蓄積されている。

- ・スポGOMI大会

企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いに、「スポーツ」のエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツの大会。予め定められたエリアで、制限時間内にチームワークでごみを拾い、ごみの量と質でポイントを競い合う。

- ・3R（スリーアール／さんアール）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。

- ・生活系ごみ（一般廃棄物）

一般家庭の生活に伴って生じた廃棄物のこと。

【た行】

- ・ダイオキシン類

廃棄物等の焼却の過程で非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル（PCB）を総称してダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質をもつことから、環境中に微量であるが広く存在する。生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性があるといわれている。

- ・多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のこと。廃棄物処理法では、年間に1,000トン以上の産業廃棄物又は50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画書及びその実施状況報告書を策定し、都道府県知事に提出することが義務付けられている。

- ・地域循環共生圏

第五次環境基本計画（2018（平成30）年4月閣議決定）で提唱された、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

- ・中間処理

収集したごみの焼却、汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

- ・中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社（JESCO）

旧環境事業団（特殊法人）のPCB廃棄物処理事業等を承継して設立された旧日本環境安全事業(株)を2014（平成26）年に名称変更及び改組した、中間貯蔵事業とPCB廃棄物処理事業を実施する特殊会社。

- ・特別管理一般（産業）廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用される。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物ともに政令で指定することとされており、特定の施設から生じるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されている。

【な行】

- ・熱回収（サーマルリカバリー／サーマルリサイクル）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

ごみの焼却から得られる熱を利用し、発電、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等が行われる。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

【は行】

・バイオマス

木材、下水汚泥、生ごみなどの生物資源を原料としたエネルギー資源及び工業原料などの総称。2002（平成14）年1月、新たに「新エネルギー」として位置付けられた。バイオマスを燃焼して発生する二酸化炭素は植物の成長過程で取り入れられたものであり、大気中の二酸化炭素の増減には影響を与えないという「カーボンニュートラル」の特性を有し、地球温暖化対策上も注目されている。2002（平成14）年12月には、「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定され、政府として本格的な利活用に積極的に取り組むこととされた。

・バイオマスプラスチック／バイオプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材のこと。なお、バイオマスプラスチック（原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック）と生分解性プラスチック（ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解する性質を持つプラスチック）の総称として、バイオプラスチックという。

・廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不用となった物をいい、ごみ、し尿などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工事から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

・廃棄物処理法／廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準を内容とする。

・廃棄物輸入規制（2017～）

中国では、使用済みプラスチックや古紙類等を資源として輸入し、リサイクルを行っていたが、中国国内での不適正処理等による環境汚染が深刻化したことを受け、2017（平成29）年末から、これらの輸入を段階的に禁止した。この影響により、行き場を失った世界の循環資源が東南アジア諸国に流れ、更にこれらの国々でも同様の輸入禁止が講じられるなど、世界的に大きな影響を受けた。

- ・フードバンク／フードドライブ／フードパントリー

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売や摂取が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーや個人から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動団体をフードバンクという。フードドライブは、食品を提供する活動のこと。フードパントリーは、その活動を行う場所・拠点の意味で使われる。

- ・不法投棄防止協力協定

廃棄物の不法投棄の撲滅に向けて、県と民間事業者等が連携・協力して監視の目を増やし、不法投棄の早期発見・拡大防止を図ることを目的として2005（平成17）年度から締結している協定。「通報協定」（日常業務等で発見した不法投棄個所の通報、従業員等への研修会に対する支援）と「啓発協定」（ポスター・チラシ等の啓発資料の店舗掲示、県からの啓発資料の提供）がある。これにより、日常的に県内全域を細やかに監視する体制が構築されることになる。

- ・プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。

【ま行】

- ・マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

マイクロサイズで製造された「一次的マイクロプラスチック」（洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ等）と、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されて、マイクロサイズになった「二次的マイクロプラスチック」がある。

- ・マテリアルリサイクル

ごみを物（マテリアル）としてリサイクルすること。使用済みの製品が同じ製品になる「水平リサイクル」と、品質の低下に伴って別の用途に使用される「カスケードリサイクル」がある。

- ・ マニフェスト

廃棄物処理法に基づき、排出事業者が、廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する産業廃棄物管理票のこと。処理終了後に処理業者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するもの。電子データでやり取りするマニフェストを、電子マニフェストという。

- ・ 木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）のうち、木材からなるバイオマスのこと。

【や行】

- ・ やまがた環境展

地球温暖化対策や自然との共生、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）に関する学び・啓発の場を提供することでライフスタイルの見直しや再生可能エネルギー等に関する理解を深め、循環型社会及び脱炭素社会の形成に向けた取組みを推進することを目的として、山形県及び環境関係団体等で構成する実行委員会が毎年開催しているイベント。

- ・ 山形県環境学習支援団体認定制度

2004（平成16）年度に創設した、県内で環境学習施設見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している民間団体や事業者を登録する制度。質の高い環境学習の機会の提供を行っている団体の情報を県民に広く知らせ、自発的な環境保全活動への取組みを支援することを目的としている。

- ・ 山形県リサイクル製品認定制度／山形県リサイクルシステム認証制度

山形県リサイクル製品認定制度は、廃棄物を減らし、資源を有効に活用するリサイクルを進めるため、本県内で排出される廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なものを認定する制度。また、山形県リサイクルシステム認証制度は、主として本県内で排出される循環資源を利用して、県内で展開される優れたリサイクルシステムを認証する制度。

- ・容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号））

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

- ・溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を超高温（1,200℃以上）下で加熱、燃焼させ溶融した後に冷却し生成されたガラス質の固化物。

【ら行】

- ・リサイクル（再生利用）

廃棄物等を再生利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リカバリー（熱回収）がある。

- ・リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）

国土交通省では、広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾を「リサイクルポート」として指定しており、2020（令和2年）現在、全国で22港が指定されている。本県では、2003（平成15）年4月に酒田港が指定された。

- ・リサイクル率

ごみの排出量に対する資源化量の割合。次の式により算出される。

$$\text{（リサイクル率）} = \frac{\text{（直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量）}}{\text{（ごみ処理量} + \text{集団回収量）}}$$

なお、本計画の基本的数値目標では、より実態に近い数値とするため、民間の一般廃棄物処理施設における資源化量、スーパーにおける店頭回収量を加えて算出した数値により評価を行っている。

- ・リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自

肅、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが必要。

- ・リユース（再使用）

使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

【アルファベット】

- ・BDF：Bio Diesel Fuels（バイオディーゼル燃料）

植物性廃食用油の資源化技術のひとつ。不純物除去の前処理をした廃食用油に、10～20%のメタノールと苛性ソーダ（触媒）を加えて混合攪拌し、加熱した後、しばらく静置して脂肪酸のエステル交換反応を促進させ、生成物を分離して、粘性や引火点の低いメチルエステルを得、軽油代替燃料として使う。反応が簡単で大規模なプラントを必要としないこと、業者や市民による地域の廃食用油回収運動と結び付いていることに特徴がある。

- ・PCB：Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）

ポリ塩化ビフェニルの略称。昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に科学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。また、PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、2001（平成13）年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、2026（令和8）年度末までに処理を終えることとしている。

- ・PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律65号））

PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そ

のものを定められた期限※までに確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

※高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー）： 2022（令和4）年3月31日まで

〃 （安定器及び汚染物等）： 2023（令和5）年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物： 2027（令和9）年3月31日まで

（いずれも山形県の場合）

・ R P F : Refuse paper and plastics densified Fuel（ごみ固形化燃料）

産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な廃プラスチック類や紙くずなどの可燃性のごみを粉砕・乾燥した後に、生石灰を混合して、圧縮・固化したもの。石炭等化石燃料の代替として利用されている。

・ S D G s : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

⇒持続可能な開発目標